

吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定支援業務  
特記仕様書

1 業務の名称

吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 目的

吉賀町学校給食において、調理場施設の老朽化や児童生徒数の減少、調理員の不足等の課題を抱える中、将来にわたって「安心・安全」な学校給食を提供するために、今後の調理場の在り方についての基本的な構想（以下「基本構想」という。）を策定することとした。この基本構想の策定にあたっては、吉賀町学校給食調理場整備基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、協議・検討することとしている。

本業務は、基本構想の策定に向けて、専門的な知見とノウハウをもって学校給食調理場の現況整理と課題分析、策定委員会における運営等を支援することを目的とする。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 適用

本特記仕様書は、吉賀町（以下「甲」という。）が実施する本業務に適用する。受託者（以下「乙」という。）は、本特記仕様書に明記なき事項であっても、本業務の目的を遂行するために必要と思われることについては、甲と協議を行い、乙の責任においてこれを行うものとする。

5 関係法令等の遵守

本業務は、本特記仕様書によるほか、関係する法令等を遵守しなければならない。

6 提出書類

乙は、本業務の実施にあたり、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- （1）着手届
- （2）管理技術者届
- （3）業務実施計画書及び工程表
- （4）その他甲の指示により提出を求められた書類

7 成果品に対する責任の範囲

本業務完了後、成果品に不備が発見された場合は、甲の指示により乙の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

8 成果品の帰属

本業務における成果品は全て甲に帰属するものであり、甲の許可なく他に公表貸与及び使用してはならない。

## 9 業務概要

基本構想の策定のため、概ね次の業務を行うものとし、甲の求めに応じて適宜資料作成、データ提供等を行うほか、策定委員会等への参加及び運営支援を行う。

### (1) 学校給食調理場の今後の方向性の検討

老朽化が進む学校給食調理場について、吉賀町における学校給食を取り巻く状況を踏まえ、学校給食調理場の今後のあり方について検討を行う。

### (2) 現状把握及び課題の整理

吉賀町における学校給食調理場を取り巻く現状を把握し、課題の整理を行う。

### (3) 児童生徒、保護者、学校及び給食関係者の意見徴取

①アンケート調査（児童生徒・保護者 他/ Webによる調査）

②ヒアリング等調査（学校・給食関係者）

### (4) 施設再編（案）の検討

①既存施設を活用した施設再編の可能性についての検討を行う。（改修等を含む）

②施設の統廃合を含めた施設再編（案）の比較・検討を行う。

### (5) 概算事業費の検討

各施設再編（案）におけるイニシャルコスト（設計費、建設費、改修費、機器等備品費、等）、ランニングコスト（維持管理費、運営費、等）からなる概算事業費の検討を行う。

### (6) 策定委員会等運営支援

会議への出席（5回程度）及び会議資料の作成支援

### (7) 業務打合せ等

5回程度

### (8) 基本構想の作成

乙は、策定委員会での協議・検討を踏まえ、基本構想の素案を作成し、総合教育会議及び教育委員会の会議を経て必要な修正等を行い完成とする。

### (9) 業務の成果物

①報告書（A4版、ファイル綴じ）正・副各1部

乙は、業務成果報告書として基本構想及び概要版としてとりまとめ、納品する。

②報告書電子データ

③その他、本業務において使用した資料及びデータ

## 10 契約に関する条件等

(1) 乙は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託もしくは請け負わせる場合においては、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、既存の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 本業務で取扱う情報については、個人情報のもとより、甲より貸与された如何なる資料及び

情報も適正に管理しなければならない。

(4) 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度  
甲と乙が協議し定めるものとする。

(5) 契約手続きにかかる費用は、乙の負担とする。